

保育所入所のご案内

令和6年度（令和5年11月発行）

保育所とは

就労などのため、日中家庭で保育できないお子さんを、保護者にかわって保育する施設です。

施設名	定員	保育時間	所在地	電話番号
平泉保育所	90	7:30~18:30(19:00)	平泉町平泉字倉町 152 番地	46-2767
長島保育所	90	7:30~18:30(19:00)	平泉町長島字砂子沢 171 番地 1	46-2007

() は延長保育時間

受付期間

令和5年12月1日~令和5年12月15日（土曜、日曜、祝日は除く）

受付場所

平泉保育所、長島保育所、町民福祉課のいずれかに提出してください。

入所申込みに必要な書類

① 支給認定（現況届）申請書兼入所（園）申込書

※兄弟児がいる家庭は、子ども1人につき1枚記入してください。

② 保育を必要とする事由を確認する書類

保護者等の状況		提出書類	証明者	提出をする人
就労	勤めている方、内職の方	就労証明書	勤務先	父母
	自営業、農業の方	就労状況申告書	地区民生委員	
疾病等	病気、けが、障がいをもっている方	診断書、障がい者手帳等の写し	医療機関等	母
	家庭内の親族を常に看護、介護している方	介護を受ける方の診断書または障がい者手帳等の写し、介護申告書、ケアプラン等	医療機関、地区民生委員等	
出産	妊娠・出産 (産前2か月・産後3か月)	母子健康手帳の写し(父母氏名、出産予定日が確認できるページ)		母
その他	就学	在学証明書等	在籍校	父母
	上記以外の方	町民福祉課保育所担当にお問い合わせください。		

③ 保育料納付誓約書

※ 多子入所の場合、②、③の書類は年齢が上のお子さんのみ提出してください。

※ ②の書類が揃わない場合は、『入所申請に係る書類についての申出書』を提出してください。

支給認定申請について

・保育所等を利用する場合、「支給認定」を受ける必要があります。

支給認定区分	対象年齢	種別	保育の必要性	利用時間区分	利用できる施設
1号認定	3～5歳	教育認定	なし (幼稚園教育を希望)	教育標準時間	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	保育認定	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	保育認定	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所、認定こども園、 地域型保育施設

※現在、町内には、認定こども園、地域型保育施設はありません。

・保育認定を受けるためには、保護者のいずれもが以下に該当することが必要です。

- ・月60時間以上の就労
- ・妊娠、出産（産前2か月・産後3か月）
- ・保護者の疾病、負傷、障がい等
- ・同居または長期入院している親族の介護・看護
- ・災害復旧
- ・求職活動（起業準備を含む）※利用可能期間は2か月
- ・就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ・虐待やDVを受けているまたは再び受けるおそれがある
- ・育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合
- ・その他町が認める場合

・保育認定を行う場合、同時に保育必要量の認定を行います。保育必要量には、「保育標準時間」と「保育短時間」があり、保育を必要とする事由や就労時間等により認定します。

※認定の種類により、利用可能な保育時間が決まります。

保育必要量	1か月あたりの就労時間	利用時間
保育標準時間	120時間以上	最大11時間（7:30～18:30）利用可能
保育短時間	60時間以上120時間未満	最大8時間（8:30～16:30）利用可能

※「保育標準時間」の利用は、保護者の**いずれも**が「保育標準時間」に該当することが必要です。

・以下に該当する場合、保育利用の優先度が調整される場合があります。

- ・ひとり親家庭
- ・生活保護世帯
- ・虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ・育児休業明を終了し、復職または復職予定の場合
- ・兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所の利用を希望する場合
- ・在園中の施設に引き続き利用申込みをする場合
- ・その他町が定める事由

入所の決定について

- ・入所申込み受付後、保育利用の希望や保育施設の申込み状況などを踏まえ、各世帯の状況により利用できる保育施設の利用調整を町が行い、入所決定します。
- ・利用調整基準により、**保育の必要性の高い順に入所決定**をします。※申込み順ではありません。
 - おおむね2月中旬に入所決定通知を送付します。
 - 年度途中からの入所を希望する場合は、入所希望月の1か月前に入所決定します。

面接について

入所決定後に面接を行います（新規入所するお子さんのみ）。お子さんの状況、家庭の状況などに詳しい方がお子さんと一緒にいらしてください。対象者には、後日通知します。

保育料について

- ・保育料は、お子さんの保育所での生活に必要な経費の一部を負担していただくものです。毎月1日時点で在籍している場合、当該月分の保育料を徴収します。保育料の日割り計算はしませんので、利用日数に関わらず1か月分の保育料を徴収します。
 - ・保育料は、保護者の市町村民税額の合算額により決定します。保育料算定に係るお子さんの年齢は、年度初日の前日の年齢が基準となります。誕生日を迎えても年度途中で保育料の変更はありません。
 - ・保育料は、切り替え時期があります。4月から8月分の保育料は、令和5年度市町村民税額により算定し、9月から3月分の保育料は、令和6年度市町村民税額により算定します。
 - ・多子世帯等については、保育料の減免措置があります。
 - ・同一世帯に身体障害者手帳等（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書）の交付を受けている方がいる場合、保育料の算定に影響する場合がありますので入所申込書を提出する際に手帳等のコピーを添付願います。
 - ・入所しているお子さんもしくは父母が祖父母の税法上の扶養になっている場合、父母のみの収入でお子さんの生計をたてられない場合などは、祖父母等の市町村民税額で決定する場合があります。
- ※3～5歳児クラスと0～2歳児クラスで町民税非課税世帯（階層区分：B）に該当する場合、保育料は無料となります。（送迎費、行事費などの実費については、保護者負担となります。）

副食費(おかず代)について

- ・0～2歳児クラスについては、保育料の中に含まれます。
 - ・3～5歳児クラスについては、月額4,500円となります。
 - ※年収360万円未満相当世帯のお子さんと第3子以降のお子さんについては免除されます。
 - 副食費徴収対象となる場合にはお知らせします。
 - ・他市町村の私立保育所等へ入所している場合、施設によって異なりますので、施設へお問い合わせください。
- ※副食費は、月額が基本となります。（食材は事前に発注していますので、病気等による欠席の場合の返金は原則行いません。）

保育料の納入について

保育料の納付期限（口座振替日）は、毎月月末（金融機関の休業日にあたる場合は、直後の営業日）です。保育料は、原則として口座振替となりますので、入所決定後に口座振替依頼書を提出してください。

保育料の滞納について

保育料の滞納が発生した場合は、次のとおりとなります。

- ・ 督促状、催告書を発送します。 ※督促手数料 発送する督促状1通につき100円
- ・ 担当職員が電話や自宅訪問をします。
- ・ 担当職員が入所しているお子さんの迎いの時間に合わせて、保育所に催告等のために伺います。

■未納の状態が続く場合は、地方税法の処分により、給与差し押さえ等の滞納処分を行うことがあります。また、児童手当法に基づき児童手当から特別徴収する場合があります。

■納付できない特別の事情がある場合、町民福祉課まで必ずご相談ください。

その他の注意事項

○入所決定後の状況確認について

就労状況がかわることがあるため、年度途中に保護者等の就労状況確認を行うことがあります。

○入所保留（不承諾）の場合について

入所保留となった場合、保護者からの申込み取下げがない限り、翌月の入所調整の対象となります。入所が可能となった場合、通知します。

○求職中の場合

保護者が求職中の場合、2か月を限度に入所できます。就職先が決定した場合は、すみやかに就労証明書を提出してください。※定員を超えている場合の入所は非常に困難になっています。

○次の場合は、速やかに届出をしてください。

- ・ 保護者の勤務先が変わったとき。
- ・ 就労証明書の雇用期間等が年度内に満了するとき(雇用が継続していることを確認するため就労証明書を提出してください)
- ・ 入所の事由が消滅又は変更になったとき。
- ・ 疾病等によりお子さんが1月以上欠席するとき。
- ・ お子さん又は保護者が、住所又は氏名を変更したとき。
- ・ 保育料減免理由に変更があったとき。
- ・ 入所決定後、父母等の市町村民税額に変更があったとき。
- ・ その他支給認定申請書兼入所（園）申込書の記載事項に変更があったとき。

※届出がない場合、虚偽の届出を行った場合は、入所決定後でも取り消し、退所になる場合があります。

○延長保育について

保護者の就労時間等で保育所の開所時間（7：30～18：30）内に、お子さんを迎えに行くことが困難な場合に、開所時間後さらに30分（午後7時まで）お預かりします。

○一時預かりについて

保護者が一時的に家庭での保育が困難になる場合にお子さんをお預かりします。

在宅のお子さんで町内に住所を有する就学前のお子さんが対象となります。

※各保育所の受け入れ状況によってはお預かりできない場合もありますので、事前にご相談ください。

○子育て短期支援事業について

保護者の疾病や仕事等の理由により、お子さんの養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設で養育及び保護を行います。

○ファミリーサポート事業について

子育ての手助けをしてほしい人（お願い会員）と子育ての手伝いをしたい人（あずかり会員）を結ぶ会員組織で、仕事の都合や家庭の事情などにより一時的に育児が必要なとき、会員相互で支援活動を行います。

※ 出産、育児休業終了などで、令和6年度中に入所を考えている方は、町民福祉課保育所担当までお問い合わせください。

□保育料表

単位:円

階層	税額区分	3号認定(3歳未満)	
		保育料(月額)	
		標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0
B	町民税非課税世帯	0	0
C	町民税均等割のみ	12,600	12,300
D1	町民税所得割課税額 25,000 円未満	13,000	12,700
D2	町民税所得割課税額 40,500 円未満	15,000	14,700
D3	町民税所得割課税額 48,600 円未満	17,000	16,700
D4	町民税所得割課税額 75,000 円未満	21,000	20,600
D5	町民税所得割課税額 97,000 円未満	23,000	22,600
D6	町民税所得割課税額 140,000 円未満	26,000	25,500
D7	町民税所得割課税額 169,000 円未満	30,000	29,400
D8	町民税所得割課税額 213,000 円未満	31,000	30,400
D9	町民税所得割課税額 245,000 円未満	33,000	32,400
D10	町民税所得割課税額 301,000 円未満	37,000	36,300
D11	町民税所得割課税額 397,000 円未満	41,000	40,300
D12	町民税所得割課税額 397,000 円以上	42,000	41,200

- ・税額区分の町民税所得割額は、保護者(父母)の課税額を合算した額になります。
- ・保護者と生計を一にしている子どものうち上から2人目以降の子どもは無料になります。
- ・ひとり親世帯等については、B～D5は無料。D6～D12は、第1子は半額、第2子以降は無料になります。
- ・保育料には給食費(主食・副食)を含みます。
- ・「標準時間」…1か月の就労時間が120時間以上の場合、最大11時間の利用が可能です。
- ・「短時間」…1か月の就労時間が60時間～120時間の場合、最大8時間の利用が可能です。

◎利用施設決定の流れ

令和6年度の入園・入所申込にあたり、利用施設決定までの流れについてお知らせします。
 平泉町立幼稚園、平泉保育所、長島保育所、長島保育所を利用するためには、以下の認定を受ける必要があります。

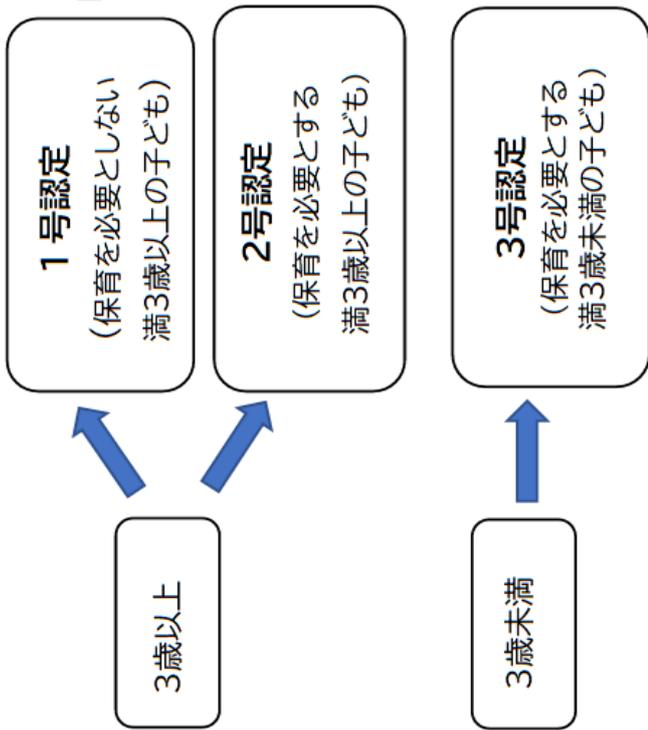
※1 子どものための教育・保育給付認定

→幼稚園、保育所を利用するための認定です。幼稚園や保育所に入園する際に必要なもので、保育の必要性によって認定区分が分けられます。

※2 子育てのための施設等利用給付認定

→申請により保育の必要性が認められた場合、預かり保育※3などのサービスを一定の金額まで無償で利用するための認定です。平泉町で認定を受けた場合、幼稚園での預かり保育を月額11,300円(例:月25日)まで無償で利用することができます。

子どものための教育・保育給付※1



※3 預かり保育

→降園後、午後7時まで幼稚園で保育を受けられるサービスです。

お子さんの年齢

利用調整の結果、保育所入所保留となった場合は、「子育てのための施設等利用給付認定※2」を受けて幼稚園へ入園し、預かり保育を一定の金額まで無償で利用することができます。
 これにより、保育所と同様の保育時間となります。



～問い合わせ先～

役場町民福祉課 (46-5562)

平泉保育所 (46-2767)

長島保育所 (46-2007)